

中園処分場における地下水検査項目の見直しについて
(塩化物イオン測定の必要性)

- 調査地点 (2箇所)



○ 調査項目及び頻度

No.	項目	頻度		省令 ※1	環境基準 ※2	省令 ※3
		年1回	月1回			
1	アルキル水銀	○		○	○	
2	総水銀	○		○	○	
3	カドミウム	○		○	○	
4	鉛	○		○	○	
5	六価クロム	○		○	○	
6	砒素	○		○	○	
7	全シアン	○		○	○	
8	ポリ塩化ビフェニル	○		○	○	
9	トリクロロエチレン	○		○	○	
10	テトラクロロエチレン	○		○	○	
11	ジクロロメタン	○		○	○	
12	四塩化炭素	○		○	○	
13	1,2-ジクロロエタン	○		○	○	
14	1,1-ジクロロエチレン	○		○	○	
15	1,2-ジクロロエチレン	○		○		
16	1,1,1-トリクロロエタン	○		○	○	
17	1,1,2-トリクロロエタン	○		○	○	
18	1,3-ジクロロプロペン	○		○	○	
19	チラウム	○		○	○	
20	シマジン	○		○	○	
22	チオベンカルブ	○		○	○	
23	ベンゼン	○		○	○	
24	セレン	○		○	○	
25	1,4-ジオキサン	○		○	○	
26	クロロエチレン	○		○	○	
27	電気伝導率		○	○		
28	塩化物イオン		○	○		
29	1,2-ジクロロエチレン	○			○	
30	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○			○	
31	ふっ素	○			○	
32	ほう素	○			○	
33	溶解性鉄含有量					
34	ダイオキシン類	○				○

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

※2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

※3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

○ 塩化物イオンの測定根拠

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

第1条第2項第10号ハ

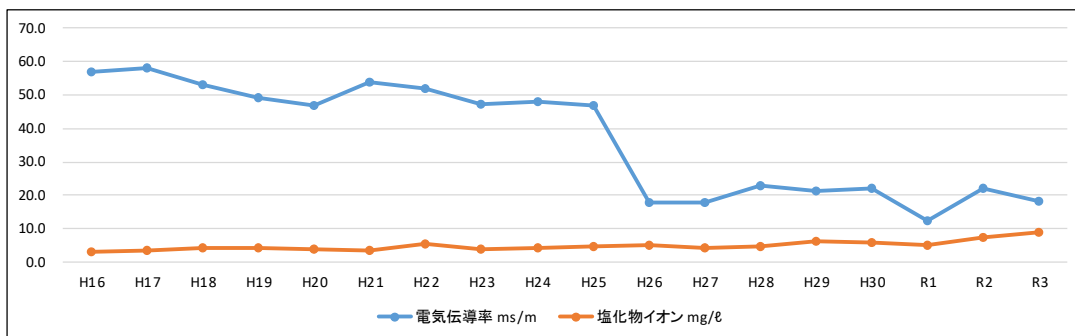
埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月1回以上測定し、かつ、記録すること。

○ 調査結果（閉鎖後）

観測孔（上流側）の電気伝導率は、やや変動しているが、ここ数年の電気伝導率と塩化物イオンは同じような値で推移している。

観測孔（上流側）

項目	単位	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
電気伝導率	ms/m	57.0	58.0	53.2	49.2	47.0	54.0	52.0	47.3	48.0	47.0	18.0	18.0	23.0	21.5	22.0	12.5	22.0	18.4
塩化物イオン	mg/ℓ	3.1	3.5	4.4	4.3	3.8	3.7	5.3	3.9	4.1	4.6	5.0	4.4	4.8	6.3	5.8	4.9	7.5	9.1



管理事務所（下流側）

項目	単位	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
電気伝導率	ms/m	15.0	16.0	13.9	14.0	16.0	15.0	15.0	15.6	15.0	14.0	14.0	13.0	15.0	14.5	17.0	13.5	14.0	20.0
塩化物イオン	mg/ℓ	7.7	8.3	8.1	8.7	7.4	7.7	6.1	6.8	6.5	6.3	5.1	5.1	5.4	6.2	5.9	4.1	5.4	13.0

